

# 男女ハートフル共生プラン

～茂原市男女共同参画計画(第4次)～  
【令和3年度～令和7年度】

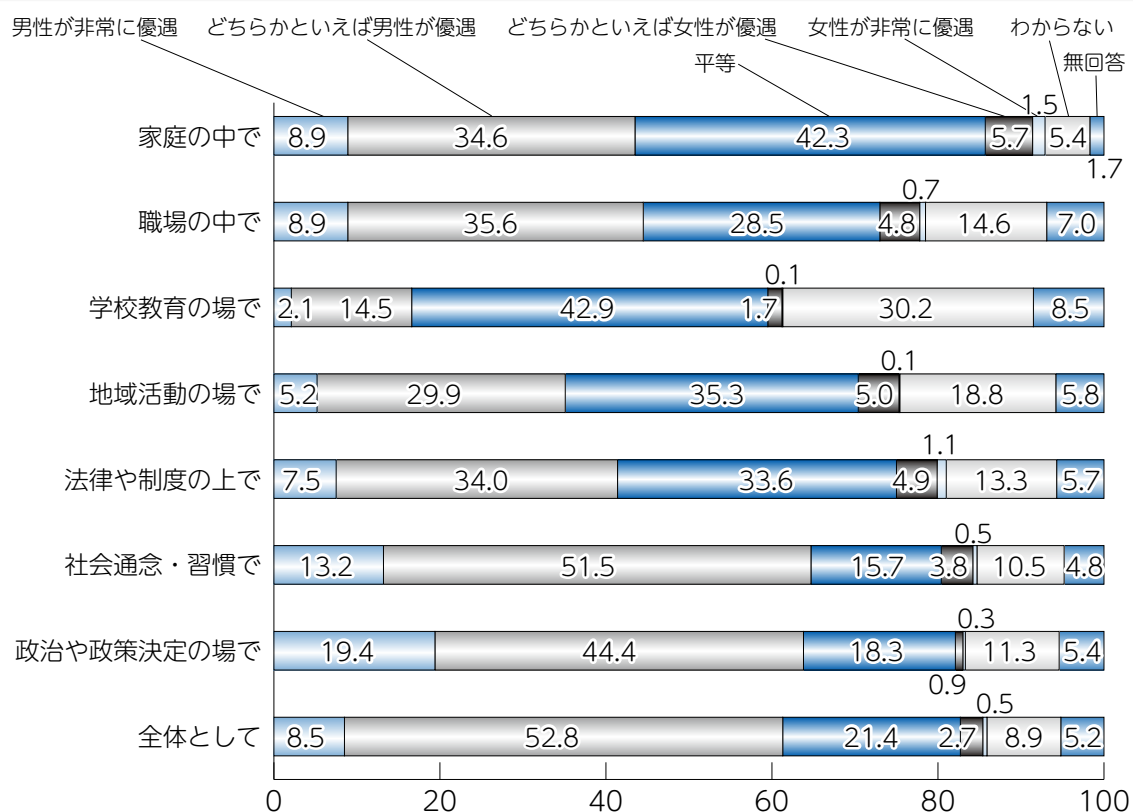
令和3年3月  
茂原市

## 男女共同参画社会とは

誰もがお互いの人権を尊重し、共に喜びと責任を分かち合い、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮することができる社会

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

### 次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか？



令和元年度に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の結果によると、全体として、男性が優遇されていると回答した人の割合は、女性が優遇されていると回答した人の割合を大きく上回っています。

## 計画策定の趣旨

本市は、市民一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指しており、2004年（平成16年）に第1次計画を、2011年（平成23年）に第2次計画を策定し、2016年（平成28年）に「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第3次)～」を策定しました。

第3次計画の成果と課題を引き継ぎ、本市の地域性や文化について十分に考慮し、市民の視点に立った2021年（令和3年）からの新たな市民共通の目標と行動の指針となる「茂原市男女共同参画計画（第4次）」を策定するものです。

## 計画の性格と位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画
- 「茂原市まちづくり条例」に基づき策定
- 国・県の男女共同参画計画も踏まえるとともに、茂原市総合計画及びその他の行政計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会づくりを推進するもの
- 国際社会共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」で掲げる「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を目指し、推進していくもの

## 計画の愛称

茂原市男女共同参画計画（第2次）の策定にあたり、市民の皆さんに親しみを持ってもらえるよう愛称を募集し、「男女ハートフル共生プラン」と決定しました。この愛称には「男女がお互いを思いやり、共に支えあって生きていきましょう」という思いが込められています。

## 計画の基本理念

**性別にとらわれず、お互いを理解し、協力し合う社会の実現**

市民や団体、企業と行政が手を携え、誰もが共に喜びと責任を分かち合い、「すべての市民が住んで良かったと思える男女共同参画のまち茂原」を実現するために、「性別にとらわれず、お互いを理解し、協力し合う社会の実現」を理念に掲げ、男女共同参画社会づくりを推進します。

性別にとらわれず、  
お互いを理解し、  
協力し合う社会の実現

I 人権の尊重

1 人権を守るための社会づくり

- (1) 人権尊重意識の啓発
- (2) 相談体制の拡充

2 男女共同参画の意識づくり

- (1) 男女共同参画の意識啓発の推進

3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- (1) 保育所・幼稚園・小中学校における男女共同参画に関する教育の推進

II あらゆる暴力の根絶

1 暴力の防止と被害者支援の充実

- (1) DV、虐待防止啓発の推進
- (2) 被害者に対する支援、相談の充実

III さまざまな分野における男女共同参画

1 政策・方針決定過程における男女共同参画

- (1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

2 地域社会における男女共同参画

- (1) 地域における男女共同参画の促進

3 家庭における男女共同参画

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 介護支援の充実

4 労働の場における男女共同参画

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進
- (4) 農業・自営業等における男女共同参画の促進

IV 誰もが安心して暮らせる環境づくり

1 安心して活動できる環境の整備

- (1) 高齢者・障害者施策の充実
- (2) 防災・防犯における男女共同参画の促進

2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

- (1) 生涯を通じた健康支援
- (2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

## 基本目標Ⅰ 人権の尊重

すべての国民は法の下に平等であり、「人権の尊重」は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、男女を問わず個人の尊厳を重んじ、男女が共にひとりの人間として能力を発揮できるようにしていく必要があります。

また、LGBT等の性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）は、周囲の理解不足や偏見により、さまざまな困難に直面しています。男女に限らない多様な性についても理解を深めることが求められます。

### 主要課題 1 人権を守るための社会づくり

人権尊重意識の啓発や、市民に対する相談体制の充実等により、すべての人が互いの価値観や生き方の違いを認め合い、自分らしく生きることのできる社会づくりを進めていきます。

- 【主な施策】 ◆人権に関する教育及び意識啓発の推進  
◆多様な性のあり方に関する意識啓発の推進  
◆市民相談・人権相談に対する適切な対応

### 主要課題 2 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会づくりをテーマにした講演会の開催をはじめ、市公式ウェブサイトの活用、チラシの発行等により、男女共同参画社会の意識づくりへの学習機会を確保し、啓発に努めます。

- 【主な施策】 ◆男女共同参画に関する市民向け講演会や講座等の開催  
◆男女共同参画に関する意識啓発

### 主要課題 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画の意識づくりは、幼児期からの教育・しつけと深い関わりがあります。保育所、幼稚園及び学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの発達段階にふさわしい人権尊重、男女共同参画に関する教育を推進します。

- 【主な施策】 ◆乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重・  
男女共同参画に関する保育・教育の推進

## 基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶

暴力は身体を傷つけるばかりでなく、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。特に、私たちの身近に起こり得るDVや児童虐待、高齢者虐待等は、被害者の多くが誰にも相談できず、また家庭内で起こるため、発見の遅れにより被害が深刻化するということが課題となっています。

すべての人が安全で安心して暮らせるよう、あらゆる暴力の発生を防止し、根絶するための啓発運動の推進に積極的に取り組む必要があります。

### 主要課題 1 暴力の防止と被害者支援の充実

DVを根絶するための意識啓発や、相談窓口の周知徹底に努め、被害者が安心して相談できる体制、支援の充実を図ります。

また、被害者支援のため、関係機関との連携を強化し、早期発見及び適切な情報共有に努めます。

- 【主な施策】**
- ◆DV防止に関する意識啓発
  - ◆DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底
  - ◆障害者（児）の虐待防止
  - ◆高齢者の虐待防止
  - ◆関係機関との連携の強化



#### ※女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を平成13年に制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

## 基本目標Ⅲ さまざまな分野における男女共同参画

男女共同参画社会の形成には、社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として活動に参画し、一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。

誰もが自らの希望する生き方を選択できる社会を実現するために、固定的な性別役割分担意識を変え、男女が対等に意見を反映できるような環境づくりに取り組むとともに、働き方を見直し、家庭や地域活動への積極的な参加を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進が必要です。

### 主要課題 1 政策・方針決定過程における男女共同参画

市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めます。

- 【主な施策】** ◆男女共同参画によるまちづくりの推進と  
審議会等委員への女性参画の拡大  
◆市女性職員の登用の促進

### 主要課題 2 地域社会における男女共同参画

地域活動や各種ボランティア活動への男女共同参画を促進するため、情報の収集・提供及び意識啓発に努めます。

- 【主な施策】** ◆市民活動における男女共同参画の促進

### 主要課題 3 家庭における男女共同参画

男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。

また、保育サービスの充実、高齢者の相談窓口の充実により、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

- 【主な施策】** ◆男性の家庭参画を促す講座等の実施  
◆多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充  
◆高齢者の総合相談窓口の充実



## 主要課題 4 労働の場における男女共同参画

仕事や家庭・地域活動などにおいて、それぞれが多様な生き方が選択・実現できるようなワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

また、ポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用を推進するとともに、指導的地位につき活躍する人材の育成を図ります。

- 【主な施策】**
- ◆市民へのワーク・ライフ・バランスの促進
  - ◆男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知とポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進
  - ◆農業における女性グループ活動の支援と女性起業家の育成

## 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、誰もが安心して暮らせる環境づくりに繋げていく必要があります。

また、これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野についても、安全・安心な市民生活を守る上で、男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応する必要があります。

## 主要課題 1 安心して活動できる環境の整備

高齢者や障害者が安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

また、災害や犯罪に市民生活が脅かされることのないよう、地域ぐるみで行われている防災や防犯への取り組みについて支援を行います。

- 【主な施策】**
- ◆高齢者の自主活動への支援
  - ◆障害者（児）の地域生活支援の充実
  - ◆男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実



## 主要課題 2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、思春期から中高年期、高齢期など、生涯を通じた健康支援を進めます。

また、女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、夫婦が協力して子育てができるよう支援します。

- 【主な施策】**
- ◆自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発
  - ◆市民参加の健康づくりの推進
  - ◆安心して妊娠・出産するための支援

### 計画の推進体制

計画の適切な進行管理のため、庁内においては「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を設置し、関係各課で取り組んでいる各事業の進ちょく状況について評価を行います。

さらに、有識者等からなる「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」により、外部評価を実施することで評価の透明性を確保し、施策の効果的推進を図るとともに、結果について広く公表します。



## **男女ハートフル共生プラン** ～茂原市男女共同参画計画(第4次)～ 概要版

発行：令和3年(2021年)3月

編集：茂原市企画財政部 企画政策課

〒297-8511 茂原市道表1番地

TEL：0475-20-1651 FAX：0475-20-1603

Mail：kikaku2@city.mobara.chiba.jp